

静岡県告示第590号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年10月3日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	河津下田線	下田市落合字河原田33番の2から	前	0.0~0.0	0.0
		下田市箕作字中原387番の5まで	後	9.0~38.3	1,507.8

=====

静岡県告示第591号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年10月3日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	362号	榛原郡川根本町下長尾字大久保1529番の1から	前	12.0~21.0	190.0
		榛原郡川根本町下長尾字久保尾沢1525番の1まで	後	12.0~107.5	190.0